

平成27年8月31日

政治資金規正法施行規則の一部を改正する 省令案に対する意見募集

総務省は、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案をとりまとめました。

つきましては、この案について、平成27年9月1日（火）から平成27年9月30日（水）までの間、意見を募集します。

1. 概要

政治資金監査を行うことができない者を規定する政治資金規正法施行規則第17条について、政治資金監査を受けることとなる法第12条第1項又は法第17条第1項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者を追加する旨の改正を行うほか、所要の規定の整理を行うものです（別紙1参照）。

2. 意見募集の対象及び意見募集要領

意見募集対象

別紙2「政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案」

※ 詳細については、別紙3の意見募集要領をご覧ください。

3. 意見募集の期限

平成27年9月30日（必着）

（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4. 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布する予定です。

（連絡先）自治行政局選挙部政治資金課

（担当：平木補佐、青島）

電話：03-5253-5578

FAX：03-5253-5583